

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併に係る事後備置書面)

2021年4月7日

オリエンタル白石株式会社

吸収合併に係る事後開示書面

2021年4月7日

東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オリエンタル白石株式会社
代表取締役社長 大野達也

オリエンタル白石株式会社によるOSJBホールディングス株式会社の吸収合併に係る事後開示
(会社法第801条第1項及び同条第3項第1号並びに会社法施行規則第200条に定める事後備置書面)

当社(吸収合併存続会社)は、会社法第801条第1項及び同条第3項第1号並びに会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり、吸収合併により吸収合併存続会社が承継した吸収合併消滅会社であるOSJBホールディングス株式会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求手続、新株予約権買取請求及び債権者異議手続の経過

(1) 差止請求

会社法第784条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社について、会社法第785条第1項の規定に基づき、2021年2月22日に電子公告により株主に対して公告を行いました。株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項に従い、2021年2月22日に官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求手続及び債権者異議手続の経過

(1) 差止請求

会社法第796条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、会社法第797条第4項に基づき、2021年2月22日に電子公告により株主に対して公告を行いました。同条第1項に従い当社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項に従い、2021年2月22日に官報及び電子公告により債権

者に対する公告をおこないましたが、同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、吸収合併消滅会社より、資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載がされた事項
別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2021年4月7日
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以 上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面